

鳥取市議会総務企画委員会会議録

会議年月日	令和7年1月17日（金曜日）		
開会	午前10時56分	閉会	午後0時7分
場所	市役所本庁舎7階 第1委員会室		
出席委員 (8名)	委員長 吉野 恭介 副委員長 伊藤 幾子 委員 坂根 政代 雲坂 衛 米村 京子 浅野 博文 星見 健蔵 上杉 栄一		
欠席委員	なし		
委員外議員	なし		
事務局職員	事務局次長 一村 泰志 議事係長 谷島 孝子		
出席説明員	【総務部】 総務部長 竹間 恭子 次長兼総務課長 濱岡 直樹 総務課課長補佐 藏増 彩 行財政改革課長 宮崎 学 行財政改革課参事 米田ア希子 行財政改革課課長補佐 黒田 洋太 職員課長 入江 卓司 職員課課長補佐 前田 修次 検査契約課長 河上 昌輝 検査契約課課長補佐 霜村 俊二 財産経営課長 金谷 幸一 財産経営課課長補佐 中島 祥太 資産活用推進課長 福井 一朗 資産活用推進課課長補佐 西川 裕二 【総務部 税務・債権管理局】 税務・債権管理局長兼市民税課長 吉田 彰克 固定資産税課長 中島 辰哉 収納推進課長 池原 章博 市民税課課長補佐 谷本 泰志 固定資産税課課長補佐 渡邊 佳絵 収納推進課課長補佐 中瀬 淳 【総務部 人権政策局】 人権政策局長兼人権推進課長 谷口 恭子 次長兼中央人権福祉センター所長 川口 寿弘 人権推進課課長補佐 中川 真理 中央人権福祉センター参事 岡部 孝志 男女共同参画課長 太田奈津美 男女共同参画課課長補佐 川北 明子 男女共同参画センター所長 安本 哲哉 【危機管理部】 危機管理部長 森山 武		
	【企画推進部】 企画推進部長 塩谷 範夫 政策企画課長 上田 貴洋 政策企画課課長補佐 酒本 晶恵 秘書課広報室長 植田 孝二		

	文化交流課長 中村 和範 次長兼デジタル戦略課長 山根 寿彦 デジタル戦略課課長補佐 上田 芳郎	文化交流課課長補佐 城市 索 デジタル戦略課参事 松田 仁史
【市民生活部】		
	市民生活部長 河口 正博 地域振興課課長補佐 有田 博 協働推進課参事 山根 優子 市民総合相談課長 前田 武志 次長兼市民課長 北村 貴子 市民課課長補佐 田中 直美	地域振興課長 山名 常裕 協働推進課長 小森 肇彦 協働推進課課長補佐 西垣 拓二 市民総合相談課課長補佐 白間 純一 市民課 参事 植田 光一
【環境局】		
	環境局長兼生活環境課長 山根康子郎 生活環境課課長補佐 池原 洋右 環境保全課課長補佐 西澤 直也	生活環境課参事 林 公博 環境局次長兼環境保全課長 上田 光徳
【総合支所】		
	国府町総合支所長 山川 泰成 河原町総合支所長 九鬼 栄一 用瀬町総合支所長 太田 潤一 気高町総合支所長 中原 登	国府町総合支所副支所長 藤下 昇 河原町総合支所副支所長 前田 武彦 用瀬町総合支所副支所長 岡本 秀一 気高町総合支所副支所長 久野 明男
【監査委員事務局】		
	事務局長 富山 茂 局長補佐 金岡 正樹	事務局次長 有元 薫治
【選挙管理委員会事務局】		
	事務局長 有本 公博	事務局次長 田渕 康修
【市議会事務局】		
	事務局長 保木本英明 局長補佐 毛利 元	事務局次長 一村 泰志
傍聴者	なし	
会議に付した事件	別紙のとおり	

午前10時56分 開会

【総務部】**◆吉野恭介委員長** 皆さん、おはようございます。

() おはようございます。

◆吉野恭介委員長 総務企画委員会、委員長に選出されました、委員長の吉野です。副委員長の

伊藤委員です。よろしくお願ひします。それでは、座らせてもらって進行させてもらいます。

ただいまから、総務企画委員会を開会いたします。本日の日程は、お手元の配付のとおりであります。

まず初めに、竹間総務部長に御挨拶をいただき、委員が替わっておりますので、執行部には自己紹介をお願いしたいと思います。竹間部長。

○**竹間恭子総務部長** 総務部の竹間です。どうぞよろしくお願ひいたします。今日の委員会は、案件が2件あります。まず、議案第1号令和6年度鳥取市一般会計補正予算のうち、所管に属する部分ということで、これは、そのほとんどが、人事院勧告を踏まえた給与改定に伴うものであります。続いて、議案第9号鳥取市職員給与条例等の一部改正について、こちらも、先ほどと同じく、給与改定等に伴うものでございます。この後、担当課長から説明させていただきますので、御審議のほど、よろしくお願ひしたいと思います。

続いて、自己紹介のほうをさせていただきたいと思います。改めまして、総務部長の竹間でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○**森山 武危機管理部長** 危機管理部長の森山でございます。どうぞよろしくお願ひをいたします。

○**吉田彰克税務・債権管理局長兼市民税課長** 税務・債権管理局長兼市民税課長の吉田彰克と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

○**谷口恭子人権政策局長兼人権推進課長** 人権政策局長兼人権推進課長をしております谷口恭子と申します。よろしくお願ひいたします。

○**濱岡直樹次長兼総務課長** 総務部次長兼総務課長の濱岡と申します。よろしくお願ひします。

○**川口寿弘人権政策局次長兼中央人権福祉センター所長** 失礼いたします。人権政策局次長、中央人権福祉センター所長、川口でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○**宮崎 学行財政改革課長** 行財政改革課長の宮崎でございます。よろしくお願ひいたします。

○**米田亜希子行財政改革課参事** 行財政改革課参事の米田でございます。どうぞよろしくお願ひします。

○**入江卓司職員課長** 職員課長の入江でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○**河上昌輝検査契約課長** 検査契約課長の河上と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

○**金谷幸一財産経営課長** 財産経営課長、金谷でございます。よろしくお願ひいたします。

○**福井一朗資産活用推進課長** 資産活用推進課長の福井でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○**中島辰哉固定資産税課長** 固定資産税課長の中島でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○**池原章博収納推進課長** 収納推進課長、池原です。よろしくお願ひいたします。

○**岡部孝志中央人権福祉センター参事** 中央人権福祉センター参事の岡部です。よろしくお願ひいたします。

○**安本哲哉男女共同参画センター所長** 男女共同参画センター所長の安本でございます。よろしくお願ひいたします。

- 蔵増 彩** 総務課課長補佐 総務課課長補佐の蔵増でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 黒田洋太** 行財政改革課課長補佐 行財政改革課課長補佐の黒田です。よろしくお願ひします。
- 前田修次** 職員課課長補佐 職員課課長補佐の前田です。どうぞよろしくお願ひします。
- 霜村俊二** 検査契約課課長補佐 検査契約課課長補佐の霜村と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 中島祥太** 財産経営課課長補佐 財産経営課の課長補佐の中島といいます。よろしくお願ひします。
- 西川裕二** 資産活用推進課課長補佐 資産活用推進課の課長補佐の西川といいます。どうぞよろしくお願ひします。
- 谷本泰志** 市民税課課長補佐 市民税課課長補佐の谷本と申します。どうぞよろしくお願ひします。
- 渡邊佳絵** 固定資産税課課長補佐 固定資産税課課長補佐の渡邊と申します。よろしくお願ひします。
- 中瀬 淳** 収納推進課課長補佐 収納推進課課長補佐の中瀬です。よろしくお願ひします。
- 中川真理** 人権推進課課長補佐 人権推進課の中川です。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 田中隆志** 中央人権福祉センター総括主査 中央人権福祉センター総括主査、田中です。よろしくお願ひいたします。
- 川北明子** 男女共同参画課課長補佐 男女共同参画課課長補佐の川北です。よろしくお願ひします。自己紹介は以上です。
- ◆**吉野恭介** 委員長 ありがとうございました。

それでは、審査のほうに入ってまいりたいと思いますが、審査に先立ちまして申し上げておきます。質疑及び説明、答弁は簡潔にしていただきますよう、執行部及び委員の皆様にお願いをしておきます。

- 議案第1号令和6年度鳥取市一般会計補正予算のうち所管に属する部分（説明・質疑・討論・採決）
- ◆**吉野恭介** 委員長 それでは、審査に入ります。議案第1号令和6年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分の説明をお願いいたします。宮崎課長。
- 宮崎 学** 行財政改革課長 行財政改革課の宮崎でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。
- それでは、議案第1号令和6年度鳥取市一般会計補正予算（第8号）所管に属する部分について説明をいたします。説明に当たりましては、資料1、総務企画委員会説明資料、令和6年度1月臨時補正予算に沿って進めさせていただきます。資料の左側に予算書のページを振っておりますので、併せて御覧いただければと思います。歳入につきましては、歳出の特定財源として説明いたしますものは、省略をさせていただいております。

それでは、2ページを御覧ください。まず、上の段ですが、款地方交付税、普通交付税、補正

額は5億6,757万8,000円、これは、国の補正予算に伴いまして、給与改定対応などで増額になった普通交付税の配分額を計上するものでございます。

続きまして、4ページを御覧ください。款繰越金、前年度繰越金、補正額が4,511万1,000円でございます。こちらにつきましては、先ほど説明いたしました普通交付税と合わせまして、このたびの一般会計補正予算（第8号）に必要となる一般財源総額6億1,268万9,000円として活用するものでございます。歳入につきましては、以上でございます。

◆吉野恭介委員長 入江課長。

○入江卓司職員課長 職員課の入江でございます。続きまして、歳出について説明をさせていただきます。資料は、同じく資料1の5ページからが歳出になります。このたびの歳出補正予算につきましては、人事院勧告に準拠した給与改定に基づきまして、一般職、特別職、会計年度任用職員の人事費の補正予算を計上するものでございます。なお、関係条例のほうは、議案第9号のほうで改正案を提案をさせていただいているところでございます。

補正予算の説明では、事業ごとの説明というのを省略をさせていただきますが、改定の主な内容につきましては、月例給与の引上げと、期末・勤勉手当の引上げでございます。月例給につきましては、若年層を中心に平均3%引上げ、期末・勤勉手当は、年間支給率を、一般職、会計年度任用職員については0.1月、それから、特別職につきましては、期末手当が0.05月の引上げ改定がされます。4月1日に遡及して改定となりますので、4月以降の給与、職員手当、共済費の改定差額を計上をするものでございます。歳出の説明については、以上です。

◆吉野恭介委員長 御説明をいただきました。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 このたびの補正予算は、給与改定とか期末手当に係るのが、もう大部分だっていうことなんんですけど、すみません、補正予算書の、補正予算書の、すみませんね。63ページ、ここに、職員手当の増額分の内訳が書いてあって、それで、先ほどの説明は、総務企画委員会の所管の部分に関することで、それは分かったんですけど、ここに、時間外勤務手当も、一応増額になってまして、これが、どこの所管のものなのかが、この補正予算書ではちょっと分からなくて、今年度でいきますと、6月、12月、そして、このたびと、この時間外勤務手当が増額補正されてるんですけども、ちょっと今回のこの増額補正は、大体通常の時間外が、こんなふうになるかなっていうものの提案なのか、それとも、何かしら理由があって、理由というか、増えるような理由があっての増額なのか、その辺教えていただけませんか。

◆吉野恭介委員長 入江課長。

○入江卓司職員課長 職員課、入江です。このたび、時間外手当の増額につきましては、4月に遡って月例給が上がっておりまして、その計算で時間外を計算すると、差額が生じてますので、その分の増額の予算になります。新たに発生したものではなくて、これまでしたものの中例給が上がった分の差額ということでございます。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 分かりました。ありがとうございます。

それと、もう一つ教えてください。今日の委員会資料の横の資料の9ページ、公債費のとこ

で、長期借入金利子償還金っていうところで、財源更正っていうことで、一般財源になってるんですけど、その他のところが減額で、その財源は住宅使用料だというふうになってて、市営住宅の家賃なんですけれども、ちょっと所管が違うんだけれども、これは、何ていうのかな、見込んでた家賃が入らなかったからということなのか、ちょっとその辺、教えてください。

◆吉野恭介委員長 宮崎課長。

○宮崎 学行財政改革課長 行財政改革課の宮崎でございます。こちらにつきましては、建築住宅課の人権費が上昇する関係で、そちらに特財が充当が増えますので、玉突きといいますか、こちらのほうが減額になるという処理でございます。いわゆる財源更正的な扱いでございます。

◆吉野恭介委員長 いいですか。そのほか質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 討論なしと認め、討論を終結します。

これより、議案第1号令和6年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分を採決します。本案に賛成の方は、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

◆吉野恭介委員長 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第9号鳥取市職員給与条例等の一部改正について（説明・質疑・討論・採決）

◆吉野恭介委員長 それでは、続きまして、議案第9号鳥取市職員給与条例等の一部改正についての説明をお願いします。入江課長。

○入江卓司職員課長 職員課の入江です。続きまして、議案第9号鳥取市職員給与条例等の一部改正について説明をさせていただきます。付議案は5ページ、資料のほうは、資料2の2ページからございます。

このたびの条例改正は、人事院勧告に基づくものでございます。国のはうは、人事院勧告どおり、法律の改正を行っておりまして、本市におきましても、これを踏まえた給与改定や手当等の改正を行うものでございます。改正する条例は、鳥取市職員給与条例をはじめ、全部で4つの条例がございまして、一括して改正を提案するものでございます。

まず、資料2の2ページのところで説明をさせていただきますと、改正の概要ですが、まず1点目が、月例給の引上げというものでございます。補正予算の説明と重複する部分がございますが、若年層を中心に、一般職給料表を平均改定率3%の引上げを行うものでございます。その結果、初任給、例えば、大学の卒の初任給でございますと、2万3,800円の増となりますし、高卒の初任給が2万1,400円の増ということで、大幅な引上げとなるものでございます。

なお、会計年度任用職員につきましては、一般行政職給料表の1級のところの給料表を適用しております。こちらも、条文のほうも、給与条例のほうの条文を引用しておりますので、今回、会計年度任用職員に関する給与の、関する条例の改正はございませんが、こちらも、月

例給は大きく増となっております。

続きまして、2点目でございます。期末・勤勉手当の引上げということでございますが、こちらは、一般職については、年間支給率0.1月引き上げ、4.5月が4.6月ということです。それから、再任用の職員につきましては、0.05月引き上げて、今の2.35月が2.4月ということになります。それから、特別職につきましては、年間支給率を0.05月引き上げ、3.4月が3.45月となります。特別職について、勤勉手当ございませんので、期末手当のみということになります。それから、会計年度任用職員につきましては、一般職と同様に、0.1月引き上げるものでございます。

今年度につきましては、国と同様の改正でございまして、12月の支給率のほうで引き上げて調整をしておりますけども、令和7年度以降につきましては、6月と12月の支給率を平準化するというものでございまして、条例としては、6年度実施分と7年度実施分、7年度以降の実施分ということで、2段階の改正をしております。

続きまして、3点目でございますが、扶養手当につきまして、配偶者の扶養手当が、令和8年度までに廃止となる一方で、子供の扶養手当が増額となるものでございます。子供の扶養手当につきましては、現行は、子供1人当たり月額1万円となっておりますが、これが、令和7年度には1万1,500円になり、令和8年度からは1万3,000円ということで、増額になるものでございます。一方で、配偶者に係る扶養手当につきましては、現行6,500円が支給をされておりますが、8級、これ、部長級の職員につきましては、令和7年度に廃止になります。また、7級以下、次長級以下の職員につきましても、令和7年度は、今の6,500円が3,000円になり、令和8年度には廃止となるということで、段階的に廃止となるものでございます。

続きまして、4点目でございます。その他手当についてでございます。まず、再任用職員の手当の拡大としまして、これまで再任用職員に支給をされていなかった住居手当が支給できるように改正をするものでございます。もともと、住居手当は、持家の人に支給されない手当になりますので、再任用職員で住居手当を、実際に支給できるようになる者っていうのは、持家でない職員というか、持家以外の者になりますので、人数的には、かなり限られた、ごく僅かになるということで見込んでおります。

次に、通勤手当の支給限度額を、1か月当たり15万円に引き上げるものでございます。これは、要が新幹線等に係る特別料金も、この支給限度額の範囲内で全額支給できるようにするというものです。ただ、鳥取市役所の職員につきましては、新幹線通勤という者もございませんし、現在15万円に達するような通勤手当っていうのは、実際には想定がされておりません。あくまで、国の改正に合わせて、上限額を引き上げるものでございます。

次に、医療職俸給表の改定を踏まえて、医師の処遇を確保する観点から、初任給調整手当の引上げを行うものでございまして、額的には、30万9,200円が31万円になるという改正でございます。

施行期日につきましては、公布の日から施行し、月例給の引上げと、期末・勤勉手当の引上げ、それから、医師の初任給調整手当の引上げにつきましては、令和6年4月1日から遡及適用をし、それ以外の各種手当の改正につきましては、来年度、令和7年4月1日から適用する

ものでございます。

あとは、資料3ページ以降は、新旧対照表をつけておりますので、御確認をいただければと思います。説明については、以上でございます。

◆吉野恭介委員長 説明ありがとうございました。委員の皆様で質疑のある方は、挙手をお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 よろしいですか。質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論はございますか。伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 賛成の立場で討論を行います。今回の給与条例等の一部改正については、月例給の引上げということで、若年層に配慮といいますか、若年層の給料が上がるということと、あと、期末・勤勉手当についても、一般職、会計年度任用職員、それから再任用職員、その分が上がるということ。あと、手当についても、子供の扶養手当が拡充をされていくと。配偶者の分はなくなりますけれども、子供の扶養手当が拡充されるということで、あと、その住居手当のね、支給も再任用に拡大されるということで、職員の処遇改善につながるものだと思いますので、賛成をします。

ただし、いつも言っていますけれども、議案としては1本なんですけれども、4つの条例がそれぞれあると。その中に、特別職の職員というところで、そこには議員も含まれるんですけども、やはり、一般職と特別職は違いますので、この一括して、1つの議案として提案をされるということには、ずっと違和感を抱いたままでし、提案権は市長のほうにありますから、どのように提案するかは、市長次第なんですけれども、そこに違和感は感じてるっていうことは、意見として述べさせていただいて、この条例改正には賛成をいたします。以上です。

◆吉野恭介委員長 そのほか討論ございますか。上杉委員。

◆上杉栄一委員 今の討論ですけれども、条件付賛成とまでは言わないにしても、いつも、この給与改定、条例等の給与改定について、必ずこれ、出てくる意見でして、特別職が一般職と一緒に、この条例ね、出すということについての違和感、私は、全く違和感は感じないわけでして、特別職であろうが一般職であろうが。ですから、もし、特別職で、議員がこれを違和感、感じるんであるならば、上げた分は供託で、逆に受け取りませんというぐらいな、そういういた意気込みでも見せていただければというふうに思っております。ですから、この給与条例等の一部改正については、全面的には賛成いたします。以上です。

◆吉野恭介委員長 そのほか討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

それでは、採決に入りたいと思います。議案第9号鳥取市職員給与条例等の一部改正について、本案に賛成の方は、挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

◆吉野恭介委員長 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

それでは、これで総務部を終わります。執行部の皆さんには、御退室ください。ありがとうございます

ざいました。

【企画推進部】

◆吉野恭介委員長 皆さん、おはようございます。それでは、企画推進部の審査に入ります。

まず初めに、塩谷企画推進部長に御挨拶をいただきたいと思います。委員が替わっておりますので、執行部には自己紹介をお願いしたいと思います。塩谷部長。

○塩谷範夫企画推進部長 企画推進部長の塩谷でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。本日は、議案としまして、議案第1号令和6年度鳥取市一般会計補正予算（第8号）所管に属する部分の審議のほうをよろしくお願ひいたします。

まず、補正予算につきましてですが、歳入につきましては、旧本庁舎・第二庁舎跡地整備事業債について、1億8,200万円の減額補正を計上しております。また、歳出につきましては、人事院勧告を踏まえた給与改定に伴う人件費の増額と、旧本庁舎跡地活用事業費の減額について、総額1億7,790万2,000円の減額補正をお願いをするものでございます。また、旧本庁舎跡地活用事業費につきましては、令和7年度の債務負担行為について、限度額を2億9,380万円から、4億7,580万円に増額させていただきたいと考えております。詳細につきましては、それぞれ関係課長より、御説明のほうを申し上げます。

それでは、本日出席しております職員の自己紹介のほう、させていただきたいと思います。

それでは、最初に、改めまして、企画推進部長の塩谷です。どうぞよろしくお願ひします。

○山根寿彦次長兼デジタル戦略課長 失礼いたします。企画推進部次長兼デジタル戦略課長の山根寿彦と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

○上田貴洋政策企画課長 お世話になります。政策企画課長の上田でございます。よろしくお願ひいたします。

○植田孝二秘書課広報室長 秘書課広報室長、植田孝二と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

○中村和範文化交流課長 文化交流課長の中村和範といいます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○松田仁史デジタル戦略課参事 デジタル戦略課参事の松田仁史と申します。よろしくお願ひします。

○酒本晶恵政策企画課課長補佐 政策企画課課長補佐の酒本と申します。よろしくお願ひいたします。

○城市 索文化交流課課長補佐 文化交流課課長補佐の城市索と申します。よろしくお願ひいたします。

○上田芳郎デジタル戦略課課長補佐 デジタル戦略課課長補佐の上田です。よろしくお願ひします。以上です。

◆吉野恭介委員長 ありがとうございました。

それでは、審査に入りたいと思いますが、審査に先立ちまして申し上げておきます。質疑及び説明、答弁は簡潔にしていただきますよう、執行部及び委員の皆様にお願いをしておきます。

議案第1号令和6年度鳥取市一般会計補正予算のうち所管に属する部分（説明・質疑・討論・採決）

◆吉野恭介委員長 それでは、議案第1号令和6年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分の説明をお願いいたします。上田課長。

○上田貴洋政策企画課長 政策企画課、上田です。説明につきましては、お手元の資料1、1月臨時会の補正予算説明資料、こちらで説明させていただきますので、御覧いただきたいと思います。この資料ですね、1枚めくっていただきまして、2ページ、歳入からでございます。こちら、予算書、本体のページは25ページからになります。市債の旧本庁舎・第二庁舎跡地整備事業債でございまして、先ほど、部長からもございましたが、歳入1億8,200万円を減額させていただくものでございます。詳細は、歳出で説明させていただきます。

◆吉野恭介委員長 植田室長。

○植田孝二秘書課広報室長 広報室長、植田でございます。続きましては、歳出でございます。資料は3ページを御覧ください。予算書27ページ、款総務費、項総務管理費、目文書広報費、細目広報紙発刊配布費、こちらの市報発刊配布費でございます。補正前額5,415万9,000円、補正額41万3,000円、補正後額5,457万2,000円、財源は一般財源でございます。これは、議案第9号鳥取市職員給与条例等の一部改正で、本臨時会に提案されております、人事院勧告等を踏まえての一般職の職員の給与の改定に伴い、とっとり市報作成に従事する、会計年度任用職員1名の人物費が増額となることによるものでございます。

以下、3ページから4ページに、各事業の補正予算が上げられておりますが、内容の欄に、給与・期末勤勉率改定に伴う増と記載されているものにつきましては、いずれも同じ条例改正によるものでございますので、説明のほうは省略させていただきたいと思います。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 上田課長。

○上田貴洋政策企画課長 政策企画課、上田です。資料は、同じページの一番下を御覧いただきたいと思います。旧本庁舎・第二庁舎跡地活用事業費でございます。予算書のページは29ページで、事業別概要は9ページの上段になっております。説明につきましては、それらを見比べていただきながら、この資料1の5ページを見ていただきたいと思います。カラーの資料をつけております5ページになります。

旧本庁舎跡地活用事業費、まちなかに笑顔あふれるにぎわいづくりということでございます。旧本庁舎の跡地に整備を進めております、防災機能を備えた緑地広場、それからイベント広場、駐車場につきましては、令和7年度末までの供用開始に向けて、整備に取り組んでおります。

広場の概要につきましては、こちらのイメージ、それから、裏の6ページに概要図をつけておりますので、またお確かめいただければと思います。

昨年、6月市議会で、事業費を盛り込んだ補正予算、こちらを議決いただきました。その後、地元の説明ですか、関係機関との調整を行いまして、いよいよ10月頃から、建築・土木といった工種ごとに、順次工事の発注を進めているところでございます。

補正の内容、この資料の真ん中辺りになります。こちらを御覧いただきたいと思います。予算につきましては、当初は、令和6年度から7年度にかけて、年度をまたいで施工します工事費の前払い金を、今年度の執行予定として予算計上しておりましたが、発注後に、建築や土木などの業者さんとのお話を伺う中で、本年度は、前払い金を請求するのではなくて、7年度に工事の出来高に応じて、部分払いとして請求をしていきたいというお話をいただきまして、今後の発注予定分も含めまして、本年度の未執行となる部分を減額させていただきまして、同額を令和7年度のほうに振り替えて予算計上させていただきまして、支払いに対応してまいりたいというふうに思っております。

真ん中の表の赤枠を御覧いただきたいと思います。6年度、令和6年度の緑地広場等の、まず、上の工事費でございますが、こちら、補正前が1億9,324万円でございますが、こちらを、補正後1,271万円とさせていただきまして、1億8,053万円を減額させていただきたいと思います。

少し下の工事の事務費、工事に伴う事務費がございますが、こちらも、補正前を399万5,000円から、補正後は、252万5,000円に、147万円の減額ということでさせていただきたいと思います。

この減額分の全額を、先ほど説明しましたけど、7年度に振り替えさせていただいて、増額させていただきたいというふうに思っております。その他のこの表の事業項目、ほかの項目には変更はございません。

結果ですね、予算の合計としましては、この表の一番下でございますが、令和6年度は、補正前が5億7,489万6,000円でございましたが、補正後は3億9,289万6,000円となりまして、右側、一番右ですけども、令和7年度につきましては、補正前が2億9,380万円が、補正後は4億7,580万円ということになるものでございます。

左、真ん中の列に総額と書いてありますが、こちら、総事業費でございますが、総事業費には変更はございません。

また、この補正の事業につきましては、財源は全額、緊急防災・減災事業債、表の下に書いておりますけども、こちらを活用させていただいております。

続いて、事業別概要の17ページを御覧いただきたいと思います。はい。事業別概要の17ページに、債務負担行為の概要をつけさせていただいております。補正予算書本体は12ページ、債務負担行為補正というページになります。令和7年度の債務負担の限度額を、上の表記載の補正前2億9,380万円でございますが、これに、先ほどの、令和6年度で減額をお願いします1億8,200万円を振替計上させていただきまして、補正後の金額を4億7,580万円に変更をお願いしたいと思います。こちらも財源は、緊急防災・減災事業債となります。補正の説明は、以上でございます。

◆吉野恭介委員長 説明をいただきました。

質疑のある委員の方は、挙手をお願いします。上杉委員。

◆上杉栄一委員 資料の5ページに、補正の内容があるんですけれども、その中で、まず、土地取得費ですけれども、3億7,700万余り、これは、今、土地の所有は、これは、開発公社かど

こかが持ってるか、まず、このことについて。

◆吉野恭介委員長 上田課長。

○上田貴洋政策企画課長 政策企画課、上田でございます。所有者につきましては、現在、鳥取市になっております。6月補正予算で予算措置いただきまして、直ちに買戻しにかかるせいであります。

◆吉野恭介委員長 上杉委員。

◆上杉栄一委員 取得費が3億7,700万円。これ、取得用地の平米からすると、約42万円ぐらいだがな、1平米が。恐らく、大分前に、西尾市長時代に、青木さんのところから、いわゆる土地取得をして、そのまま駐車場の、仮の駐車場みたいな形で、ずっとやってたんだけども、そのときの取得費等々に、何かが上乗せして、利息っていうか、そういったものが上乗せした形の分が、この取得費になってるのか、一般的に言うと、市内の地価は、その当時から3分の1ぐらいになってるんだけども、要するに、簿価でこれを取得というような格好になってるんじゃないかなと思いますけど、その辺りの考え方、ちょっと教えてください。

◆吉野恭介委員長 上田課長。

○上田貴洋政策企画課長 政策企画課、上田でございます。議員に今、解説いただいた内容でございますが、言っていただいたとおりでございまして、青木さんからの取得費、これが元になっておりますが、それに伴う借入金の金利、利息が上乗せされておりまして、それが簿価ということで、買戻し時点の簿価で取得ということでさせていただいております。

◆吉野恭介委員長 上杉委員。

◆上杉栄一委員 一般の民地の場合でしたら、いわゆる取引価格、現状のという格好に多分なるんだろうけれども、ただ、この鳥取市の持てる土地っていうことになると、なかなか、現状のその通常の実勢価格になると、3分の1近くになるんで。ただ、これは、身内から身内に行く話なわけなんだから、それは、そこまでは言わないけれども、さらには、ここには、国の財源補正の中であるということなんですけれども、ちょっと違和感は感じるのは、感じます、はい。要するに、数字合わせみたいな形になって、今までそれだけ、数十億のもんが、この4億近くのもんが、3億幾千万の分を払って、それも、また払って、またこれが入ってくるような話に、市のほうとしてはね、なるんだろうけども。分かりましたけれども、ちょっとこの3億幾らのこの平米単価の41万っていうのは、大変な違和感を感じながら、ちょっと聞かせてもらったところで質問しました。以上です。

◆吉野恭介委員長 そのほか質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議案第1号令和6年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分を採決いたします。本案に賛成の方は、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

◆吉野恭介委員長 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。
以上で企画推進部を終わります。執行部の皆さん、御退室ください。ありがとうございました。

【市民生活部】

◆吉野恭介委員長 皆さん、おはようございます。

() おはようございます。

◆吉野恭介委員長 それでは、市民生活部の審査に早速入ります。

まず初めに、河口市民生活部長に御挨拶をいただきたいと思います。委員が替わっておりま
すので、執行部には自己紹介をお願いしたいと思います。河口市民生活部長。

○河口正博市民生活部長 市民生活部長の河口でございます。どうぞよろしくお願ひをいたし
ます。本日は、議案のほうの審査をお願いさせていただく案件が2件ございます。1件目は、議
案といたしまして、予算関係でございます。それから、2件目は報告でございます。この2件
ということで、どうぞよろしくお願ひをいたします。

少し御説明をさせていただきますが、議案第1号でございますが、これは、先ほど、恐らく
御説明を受けたと思いますが、補正予算第8号でございまして、所管に属する部分、これは、
人事院勧告を踏まえまして給与改定を行いましたので、職員費の人事費、これは、本部の関係
でございますと、9,379万1,000円となりますが、こちらの増額補正をお願いをしたいという
ふうに思っております。

次に、報告第1号でございます。これは、専決処分事項の報告ということでございますが、
こちらは、支所の提案説明にもありましたように、国府町の岡益というところの本市の管理の
駐車場で、樹木のほうの枝がですね、落下をいたしまして、隣接をしております民家に止めて
おりました自家用車を少し傷つけてしまったという、大変申し訳ないことがございました。こ
ちらにつきましては、額の確定ができました。そして、和解が成立をいたしましたので、報告
をさせていただくものでございます。以上でございます。詳細につきましては、各担当課のほ
うから御説明をさせていただきます。

なお、先ほど、委員長さんの挨拶にありましたように、委員の皆様の交代がございましたの
で、順次、自己紹介をさせていただきたいというふうに思っております。どうぞよろしくお願
いいたします。

○山根康子郎環境局長兼生活環境課長 環境局長兼生活環境課長の山根でございます。よろしく
お願ひいたします。

○上田光徳次長兼環境保全課長 環境保全課長の上田といいます。よろしくお願ひいたします。

○北村貴子次長兼市民課長 市民生活部次長兼市民課、市民課長の北村と申します。どうぞよろ
しくお願ひいたします。

○山名常裕地域振興課長 地域振興課長の山名と申します。よろしくお願ひいたします。

○小森毅彦協働推進課長 協働推進課長の小森でございます。よろしくお願ひします。

- 前田武志市民総合相談課長 市民総合相談課長の前田と申します。よろしくお願ひします。
- 山根優子協働推進課参事 協働推進課参事兼地区公民館係長です。山根と申します。よろしくお願ひいたします。
- 植田光一市民課参事 市民課参事の植田と申します。よろしくお願ひします。
- 西澤直也環境保全課課長補佐 環境保全課課長補佐、西澤と申します。よろしくお願ひします。
- 有田 博地域振興課課長補佐 地域振興課課長補佐の有田と申します。よろしくお願ひします。
- 西垣拓二協働推進課課長補佐 協働推進課課長補佐の西垣と申します。よろしくお願ひします。
- 田中直美市民課課長補佐 市民課課長補佐の田中と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 池原洋右生活環境課課長補佐 生活環境課課長補佐の池原と申します。よろしくお願ひします。
- 白間純一市民総合相談課課長補佐 市民総合相談課課長補佐、白間と申します。よろしくお願ひします。
- 山川泰成国府町総合支所長 国府町総合支所支所長の山川でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 藪下 昇国府町総合支所副支所長 国府町総合支所副支所長の藪下です。よろしくお願ひいたします。
- 九鬼栄一河原町総合支所長 河原町総合支所長の九鬼でございます。よろしくお願ひいたします。
- 前田武彦河原町総合支所副支所長 河原町総合支所副支所長、前田です。よろしくお願ひします。
- 太田潤一用瀬町総合支所長 用瀬町総合支所長、太田でございます。よろしくお願ひします。
- 岡本秀一用瀬町総合支所副支所長 用瀬町総合支所副支所長、岡本といいます。よろしくお願ひします。
- 中原 登気高町総合支所長 気高町総合支所の支所長の中原登といいます。よろしくお願ひいたします。
- 久野明男気高町総合支所副支所長 気高町総合支所副支所長の久野明男と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 河口正博市民生活部長 これで、自己紹介のほうは終わらせていただきたいと思います。どうぞ御審議のほう、どうぞよろしくお願ひいたします。
- ◆吉野恭介委員長 ありがとうございました。

早速、審査のほうに入りたいと思います。先立ちまして申し上げておきます。質疑及び説明、答弁は簡潔にしていただきますよう、執行部及び委員の皆様には、お願いをしておきます。

議案第1号令和6年度鳥取市一般会計補正予算のうち所管に属する部分（説明・質疑・討論・採決）

◆吉野恭介委員長 それでは、議案第1号令和6年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分の説明をお願いいたします。北村次長。

○北村貴子次長兼市民課長 市民課、北村でございます。それでは、議案第1号令和6年度鳥取市一般会計補正予算（第8号）所管に属する部分の内容につきまして、お手元の資料1の令和7年第1回市議会臨時会、総務企画委員会補正予算説明資料にて説明をさせていただきたいと思います。なお、歳出項目は、市民生活部で一括して、歳入項目のある市民課が説明をしたいと思います。

それでは、市民生活部の各補正項目は、部長が冒頭の挨拶で申し上げましたとおり、令和6年度の人事院勧告を踏まえた給与改定に伴う職員の人事費の補正でありまして、改定の適用日が、令和6年4月1日になっている内容について、遡って差額分を増額するものでございます。それでは、2ページを御覧ください。

歳入ですけれども、これは、国庫支出金、国庫補助金、総務費国庫補助金、総務費補助金の社会保障・税番号制度システム整備費補助金を、479万3,000円増額しております。この補助金は、マイナンバーカード交付事務費補助金で、マイナンバーカードの交付事務及び申請促進事業等に必要な経費に対して、10分の10の割合で交付されるものでございます。この歳入の積算根拠となる充当先の歳出の内訳につきましては、5ページを御覧になってください。はい。

まず、上から2段目の戸籍住民基本台帳費、職員費、578万1,000円の増額補正のうち、1万9,000円が国庫支出金となります。これは、マイナンバーカードの交付等事務を担当する職員の時間外勤務手当に係る差額分の増額となります。

そして、一番下の段の個人番号カード関連事務費477万4,000円の増額補正の全てが、国庫支出金となります。これは、マイナンバーカード交付等事務を担当する会計年度任用職員の人事費の差額分の増額でございます。

一般会計補正予算の説明は、以上でございます。

◆吉野恭介委員長 ありがとうございました。説明をいただきました。

質疑のある委員は、挙手をお願いいたします。よろしいですか。質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決に入ります。議案第1号令和6年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分を採決いたします。本案に賛成の方は、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

◆吉野恭介委員長 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

報告第1号専決処分事項の報告について（説明・質疑）

◆吉野恭介委員長 それでは、報告に入りたいと思います。報告第1号専決処分事項の報告について、執行部、説明をお願いします。山川国府町総合支所長。

○山川泰成国府町総合支所長 国府町総合支所、山川でございます。それでは、報告第1号専決処分事項の報告について説明をさせていただきます。付議案は37ページでございます。お手元

に、資料2ということで、横長のペーパーを配付させていただいておりますので、そちらのほうで御説明をさせていただきます。

冒頭、部長のほうからも説明がありましたが、国府町岡益地内で発生した車両損傷事故ということで専決をさせていただきました。昨年8月31日に、強風が吹いておりまして、市が管理しております岡益駐車場内の樹木が落枝しまして、隣接する民地に駐車していた自家用車に損傷を与えたものでございます。

経過としましては、8月31日に事故が発生し、9月2日に支所のほうに連絡が入りまして、担当の職員が状況確認、被害車両の確認をさせていただいたところでございます。被害としては自家用車1台で、5か所ほど、車のへこみ、傷があったということでございます。賠償としては、市の過失割合を10割としまして、相手方に対しまして、24万9,359円の支払いを認めまして、市が加入している保険で支払いを行ったものでございます。専決処分日としては、示談の締結日であります12月23日ということでさせていただいております。

なお、この当該の樹木につきましては、既に根元から伐採をしておりますので、隣地に御迷惑をかけることは、もうないかなというふうに思っております。

以上、簡単ではございますが、報告とさせていただきます。

◆吉野恭介委員長 説明いただきました。

本件について、委員の皆様から、質疑、御意見等はございますか。上杉委員。

◆上杉栄一委員 事故があったのは8月31日、9月で、これ、10分の10という、その過失割合だわけだから、この12月まで、これが延びたっていうのは、何か事情があったんですか。

◆吉野恭介委員長 山川支所長。

○山川泰成国府町総合支所長 国府町総合支所、山川でございます。示談についての協議については、早い段階から合意には達していたんでございますが、金額の詰める段階でちょっと時間がかかりまして、相手方からの見積りを再三お願いしてたんですけども、なかなか出てこないっていうような状況もあったりして、それで、12月議会に、本当はかける予定ではありましたが、今のタイミングになってしまったということでございます。以上です。

◆吉野恭介委員長 そのほか質疑はありますか。星見委員。

◆星見健蔵委員 この事故の経緯見れば、8月31日に事故が発生して、それで、その車両と樹木等も確認をされたというふうに思うわけです。これ、日にちが空いとるわけですよね。普通、交通事故もそうだけど、車両の事故っていうものは、やはり、その当たった状況を確認するというのが、本来の筋だというふうに思うわけですが、なぜ、この日にちが、二、三日経過をしたのか、この点だけお聞かせください。

◆吉野恭介委員長 山川支所長。

○山川泰成国府町総合支所長 国府町総合支所、山川でございます。事故があった日が、土曜日ということで、閉庁だったということもあるんですけども、我々が出勤する月曜日に、被害を受けた方から御連絡をさせていただき、初めて分かったということで、残念ながら、発生当時に、当初ですね、その場に、状況を把握できるような状況じゃなかったということでございます。以上です。

◆吉野恭介委員長 星見委員、よろしいですか。そのほか。坂根委員。

◆坂根政代委員 関連ですけれど、そういう場合、例えば、緊急連絡網というか、連絡場所とか、そういうところはないんでしょうか。また、あれば、どのような周知をされてるんでしょうか。

◆吉野恭介委員長 山川支所長。

○山川泰成国府町総合支所長 国府町総合支所、山川でございます。各総合支所には、休日・夜間の緊急連絡網は、既に設定してございます。当然、土曜日の段階で情報が入ってれば、すぐ我々としても対応できていたとは思うんですが、週を明けてからの報告ということがありましたので、今、こういう状況に陥っているということでございます。これが仮に、土曜日にすぐ宿直等に連絡が入っておりましたら、その日のうちに対応はできたなというふうに思います。以上です。

◆吉野恭介委員長 よろしいですか。坂根委員。

◆坂根政代委員 ありがとうございました。状況は分かりましたけれど、ということは、市民の側が、この緊急連絡ができるということを知らなかつたという理解でよろしいですか。

◆吉野恭介委員長 山川支所長。

○山川泰成国府町総合支所長 国府町総合支所、山川でございます。休日・夜間受付を支所のほうでしますよというのは、支所だより等も通じて、お知らせはしておりますが、その方が、休日・夜間に支所のほうで対応していただけるということを知っておられたかどうかっていうのは、ちょっと今、承知しておりません。以上です。

◆吉野恭介委員長 坂根委員。

◆坂根政代委員 状況は分かりました。ただ、課題としては、こういう緊急の場合の連絡を、今後どのように周知しということが課題としてあるのではないかというふうに感じました。ありがとうございました。

◆吉野恭介委員長 よろしいですか。そのほか質疑ありますか。伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 今日頂いた資料を見ると、木を切る前なので、かなり隣地に枝が張ってるんですけども、こういう場所っていうのは、例えば、国府町の支所管内でも、ほかに市の管理してるものの隣とかがね、隣接してるとこ、あるかと思うんですけど、この隣地に、この枝がどれだけ伸びたら刈るとか、そういうの基準っていうか、その日頃の手入れっていうんですかね、それは、どういう考え方に基づいてされてたんでしょうか。

◆吉野恭介委員長 山川支所長。

○山川泰成国府町総合支所長 国府町総合支所、山川でございます。国府町地内では、同様のような状況にあるところは、ほかにはないと思います。こちらの駐車場につきましては、合併前の、平成12年ぐらいに県のほうが整備をした土地で、かなり枝が繁茂してる状況であったんですが、この家屋を新築された方は、3年ほど前に、隣地を求められて買われたというような経緯があってですね、少し我々としても、新たに建てられた家屋であったため、少しそういった迷惑をかけてるというようなことの、状況把握がでてなかつたというのは、1つ要因としてはあると思います。

どれぐらい育つたら切るかどうかみたいな話なんですけども、基本的には、日々の生活でありますとか、あと、道路にせり出しているとかですね、電線をいじっているとかですね、そういったことがありましたら、大きさにかかわらず、影響範囲については剪定をするというようなことは考えてはおりますが、あくまでも、そういったことが、何センチ、何メートル伸びたら切るみたいな基準みたいなのは、ないものと承知しております。以上です。

◆吉野恭介委員長 伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 今回も、根元から伐採されて、ほかに国府町内では、そういった隣地にね、市の所有の土地の木がかかってるっていうようなところはないということなので、今後、こういったことが、国府町内では起こり得ないというふうに理解はしましたけれども、ほかのところであるかもしれないで、やっぱりそこは点検だったり、そういったことはしていただいて、保険が出るかもしれないけれども、なるべくそういったことが起きないようにと思います。以上です。

◆吉野恭介委員長 そのほかの委員で、質疑、意見ありますか。

なしと認め、以上で市民生活部を終わります。執行部の皆さん、御退室ください。ありがとうございました。

【監査委員】・【選挙管理委員会】・【市議会】

◆吉野恭介委員長 それでは、続きまして、監査委員、選挙管理委員会、市議会の審査に入りたいと思います。

まず初めに、富山監査委員事務局長、有本選挙管理委員会事務局長、保木本市議会事務局長に御挨拶をいただき、委員が替わっておりますので、執行部には自己紹介をお願いしたいと思います。富山監査委員事務局長。

○富山 茂監査委員事務局長 監査委員事務局長併せて公平委員会書記の富山でございます。よろしくお願ひします。

本日は、議案第1号令和6年度鳥取市一般会計補正予算（第8号）、1月補正予算の所管に関する部分を御審議いただきます。よろしくお願ひします。

なお、監査委員は、給与改定による今回は補正のみということになっておりますので、よろしくお願ひします。以上です。

◆吉野恭介委員長 有本選挙管理委員会事務局長。

○有本公博選挙管理委員会事務局長 選管事務局長の有本でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

議案につきましては、監査局長と全く同じでございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

◆吉野恭介委員長 保木本市議会事務局長。

○保木本英明市議会事務局長 市議会事務局長の保木本でございます。引き続き、どうぞよろしくお願ひいたします。

議案のほうは、監査さん、選管さんと同じでございますけども、給与改定に伴う人件費の増をお願いするものでございます。よろしくお願ひいたします。

○有元薰治監査委員事務局次長　自己紹介のほうをさせていただきます。私、監査委員事務局局次長の有元でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○金岡正樹監査委員事務局局長補佐　監査委員事務局の局長補佐をしております金岡です。よろしくお願ひいたします。

○田渕康修選挙管理委員会事務局次長　選挙管理委員会事務局、田渕です。よろしくお願ひいたします。

○一村泰志市議会事務局次長　市議会事務局局次長の一村でございます。よろしくお願ひいたします。

○毛利　元市議会事務局局長補佐　市議会事務局の局長補佐の毛利でございます。よろしくお願ひします。

◆吉野恭介委員長　ありがとうございます。

審査に入りたいと思います。先立ちまして申し上げたいと思います。質疑及び説明、答弁は簡潔にしていただきますよう、執行部及び委員の皆様に、お願いをしておきます。

議案第1号令和6年度鳥取市一般会計補正予算のうち所管に属する部分（説明・質疑・討論・採決）

◆吉野恭介委員長　それでは、議案第1号令和6年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分の説明を、一括してお願いをいたします。富山監査委員事務局長。

○富山　茂監査委員事務局長　監査委員事務局の富山です。それでは、説明資料は、横長の説明資料2ページ、予算書のほうは、32、33ページの一番下の欄ということになります。監査委員費でございます。1月補正は、監査委員事務局の職員7人分の給与改定によります職員費92万9,000円の増額を計上しております。以上です。

◆吉野恭介委員長　有本事務局長。

○有本公博選挙管理委員会事務局長　選管事務局、有本でございます。引き続きまして、資料の3ページを御覧いただきたいと思います。予算書は32ページでございます。同じくでございますが、選挙費、選挙管理委員会費の中の職員費でございます。給与改定に伴います99万6,000円の増額をお願いするものでございます。よろしくお願ひいたします。

◆吉野恭介委員長　一村局次長。

○一村泰志市議会事務局次長　市議会事務局、一村でございます。補正予算説明資料の横長の4ページを御覧ください。内容につきましては、令和6年度の人事院勧告を踏まえた議員の期末手当及び事務局職員の職員費と人件費として、合計額347万8,000円の増額補正をお願いするものでございます。以上でございます。

◆吉野恭介委員長　ありがとうございます。質疑のある方は、挙手をお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長　よろしいですか。質疑なしと認め、質疑を終結します。

討論はございますか。伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長　この予算には賛成をします。ただし、これ、条例改正で、1本で出てるん

ですけれども、先ほど、市議会のほうで、議員の期末手当も引き上がるということがありました。これは、かねがね言っていますが、職員と併せて、議員も一緒に自動的にみたいな仕組みは、やっぱり私は、こう、しっくりこないというか、違和感を感じています。

それから、先にあった総務部のところで、そこも条例改正がありましたから、そのときに、それを言うんだったらば、受け取りませんという意気込みを見せてほしいという、委員からの意見もいただきました。この取扱いについては、会派でいろいろ検討をね、しないといけないと思いますが、やっぱりこの提案のされ方、自動的に一緒に上がるということに、やはり私は議員なので、本当に何でだろうなあっていうふうに感じながらも、感じながらもというか、感じてますが、予算には賛成をします。以上です。

◆吉野恭介委員長 そのほか討論ござりますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 討論なしと認め、討論を終結します。

採決に入ります。議案第1号令和6年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分を採決いたします。本案に賛成の方は、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

◆吉野恭介委員長 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、総務企画委員会を終了します。お疲れさまでした。

午後0時7分 閉会

令和7年第1回臨時会 総務企画委員会

(議案審査)

日 時：令和7年1月17日（金）

本会議休憩中

場 所：本庁舎7階全員協議会室

総務部

◎議案【説明・質疑・討論・採決】

- ・議案第 1号 令和6年度鳥取市一般会計補正予算（第8号）【所管に属する部分】
- ・議案第 9号 鳥取市職員給与条例等の一部改正について

企画推進部

◎議案【説明・質疑・討論・採決】

- ・議案第 1号 令和6年度鳥取市一般会計補正予算（第8号）【所管に属する部分】

市民生活部

◎議案【説明・質疑・討論・採決】

- ・議案第 1号 令和6年度鳥取市一般会計補正予算（第8号）【所管に属する部分】

◎報告

- ・報告第 1号 専決処分事項の報告について（国府町総合支所）

監査委員

選挙管理委員会

市議会

◎議案【説明・質疑・討論・採決】

- ・議案第 1号 令和6年度鳥取市一般会計補正予算（第8号）【所管に属する部分】